



社援発0328第36号
平成31年3月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第130号）、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第371号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第372号）が公布されたことに伴い、「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日付け社援発第0903011号本職通知）の別添「共済検査マニュアル（共済事業実施組合に係る検査マニュアル）」の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。